

## 消費者が求める遺伝子組み換え表示についての意見書

日本は遺伝子組み換え農産物の生産国より、大量の大豆やとうもろこしを輸入していることから、消費者にとっては食品の選択の上で遺伝子組み換えに関する情報提供がますます求められている。

現行の食品表示基準では、対象品目が大豆やトウモロコシなど8作物と、それらを原材料とする豆腐など33加工食品群に限定されている。また、義務対象の原材料の範囲が、原材料の重量に占める割合の高い上位3位までのものに限られ、かつ全重量に占める割合が5%以上のものに限られている。加えて、現在は、遺伝子組み換えされたDNAやそれによって発現したタンパク質が最終製品から科学的に検出できる食品のみを表示義務の対象としている。このため、食用油、果糖ブドウ糖液糖など遺伝子組み換え由来の原料が加工食品に幅広く使われているにもかかわらず、知ることができない。

2001年に遺伝子組み換え表示制度ができてから17年が経過した。実態を踏まえた検討を行うため、消費者庁は2017年4月から消費者、事業者、学識経験者等から構成される「遺伝子組み換え表示制度に関する検討会」を開催してきた。検討会は今年度中には報告書をまとめ、政府では表示制度の見直しを検討する。3月14日の第10回最終検討会では、「遺伝子組み換えでない」と表示できる要件を、現状の遺伝子組み換え混入率「5%以下」からほぼ「不検出」にする方針としたが、消費者側が求める表示義務対象品目の拡大や表示義務対象原材料の範囲の拡大、現在表示されている「遺伝子組み換え不分別」の表現の変更などは認められなかった。

よって、本市議会は、国及び関係機関に対し、以下の項目を求める。

- 1 表示義務対象品目を拡大する。
- 2 現在の最終製品から科学的に検出できる食品のみを表示対象にする方法から、事業者がすでに実施している、トレーサビリティ（社会的検証＝IPハンドリング、分別生産流通管理）を根拠とし、原料の段階で検査を行う。
- 3 分別生産流通管理がされていないものには「遺伝子組み換え不分別」の表示義務がされているが、わかりにくい表示となっている。消費者に実態を伝える有効な説明文を付記する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

内閣総理大臣  
総務大臣殿  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
消費者庁長官

座間市議会議長 京 免 康 彦